

展示品賃貸約款

(総則)

第1条 展示品賃貸約款（以下「本約款」といいます。）は、一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター（以下「甲」といいます。）が所有する展示品（以下「賃貸物品」）の賃貸に関し、申込者（以下「乙」といいます。）との間の賃貸借契約（以下「本契約」という。）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、本約款の規定を適用します。

(契約の成立)

第2条 本契約は、乙が本約款を承諾のうえ甲所定の貸出申込書（以下「申込書」という。）により必要事項を申告し、甲が申込承諾の意思表示を行った時点から契約が成立します。

(賃貸物品)

第3条 賃貸物品は、申込書記載のとおりとします。

(設置場所および使用者)

第4条 賃貸物品の設置場所および使用者は申込書記載のとおりとします。

2 乙は、賃貸物品の維持管理または使用目的上必要があると認められるときは、甲の承認を得て、前項の設置場所を変更することとします。

(使用目的)

第5条 乙は、賃貸物品を申込書記載の用に使用します。

(賃貸期間)

第6条 賃貸期間は、申込書記載の通りとします。なお、賃貸期間は原則、甲からの配送期間および乙からの返送期間を含まず最大5日間を限度とします。

(賃借料および経費負担)

第7条 本契約に係る賃借料は、甲所定の料金体系により計算された申込書記載の金額とします。

2 賃貸物品の配送、搬入、搬出、据え付け、調整に伴う費用および使用に際し発生する維持管理上の費用は原則として乙の負担とします。

(善管注意義務)

第8条 乙は、善良な管理者としての注意義務をもって賃貸物品の維持保全に努めます。

2 乙は、その責に帰すべき事由により、賃貸物品の全部または一部を亡失またはき損したときは、甲に対し、当該亡失またはき損による賃貸物品の損害額に相当する金額を損害賠償金として支払います。

(使用上の制限)

第9条 乙は、賃貸期間中、賃貸物品を第5条に定める使用目的以外に使用はできません。

2 乙は、賃貸物品を第三者への転貸および譲渡、または担保の用に供することはできません。

3 乙は、賃貸物品の複製および賃貸物品に関し甲が保有する知的財産権を侵害する行為はできません。

4 乙は、賃貸物品について修繕、改造その現状を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を得ることとします。

(実地調査等)

第10条 甲は、賃貸物品の管理上必要と認められるときには、乙に対し、賃貸物品の状況について質問し、実地において調査し、または報告を求めることができるものとします。

(契約の解除または変更)

第11条 賃貸期間中に、甲、乙いずれかの一方が本契約を解除または変更しようとするときは、あらかじめ相手方に対し、その旨を書面により通知するものとします。

2 甲または乙は、前項の規定に係らず、相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、その旨を書面により通知し、直ちに本契約を解除することができるものとします。

3 甲または乙は、前2項の規定により本契約を解除した場合において、相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

(賃貸物品の返還)

第12条 乙は、第6条に定める賃貸期間が満了したとき、または前条の規定により本契約が解除されたときは、賃貸物品を、甲の指定する期日までに返還するものとします。なお、返還に要する費用は乙が負担するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は、本契約の締結日において、自らおよびそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係をする事。
- ② 暴力団が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

3 乙またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、甲は、催告を要しないで通知のみで、本契約を解除することができます。

4 前項の甲の権利行使により、乙または該当役員に損害が生じても、甲は一切の責任を負いません。

(協議)

第14条 本契約に関して生じた疑義および本契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙双方が協議して定めるものとします。

(裁判管轄)

第15条 本約款について紛争が生じた場合には、甲所在地を管轄区域とする東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とします。

以上

制定・施行日 2016年6月10日

一部内容修正 2023年11月1日